改正後	改正前
第六条　［略］	**第六条**　［略］
一～八　［略］	一～八　［略］
九　情報処理の促進に関する法律施行規則第三十九条において読み替えて準用する同規則第八条第二項の規定により情報処理技術者試験の合格証書の交付を受けている者であって、第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者　当該科目	九　情報処理の促進に関する法律施行規則第四十一条において読み替えて準用する同規則第八条第二項の規定により情報処理技術者試験の合格証書の交付を受けている者であって、第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者　当該科目
十～十二　［略］	十～十二　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

○国土交通省令第五十五号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　準日本船舶の認定等（第三十一条―第四十二条の七）	第五章　準日本船舶の認定等（第三十一条―第四十二条の七）
第六章　先進船舶の導入等の促進（第四十二条の八―第四十二条の十三）	
第七章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業（第四十二条の十四）	第六章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業（第四十二条の八）
第八章　国際船舶の譲渡等（第四十三条―第四十五条）	第七章　国際船舶の譲渡等（第四十三条―第四十五条）
第九章　雑則（第四十六条―第五十一条）	第八章　雑則（第四十六条―第五十一条）
附則	附則
（準日本船舶の認定の申請）	（準日本船舶の認定の申請）
第三十一条　法第三十九条の五第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。	**第三十一条**　法第三十九条の五第一項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　総トン数等（法第三十九条の五第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）	六　総トン数等（法第三十九条の五第二項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）（新設）
七　法第三十九条の五第四項に規定する検査（以下「安全衛生検査」という。）を受けた船舶にあつては、検査内容	
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　申請者（法第三十九条の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。）が当該船舶を運航していることを証する書類	一　申請者が当該船舶を運航していることを証する書類
二　船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類	二　船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類